

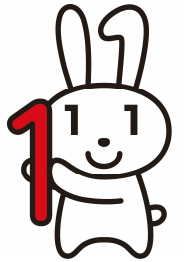
妊娠届出時の個人番号（マイナンバー）提示のお願い

平成28年1月1日より、マイナンバー制度の施行に伴い、母子健康手帳交付時に「妊婦本人の個人番号（マイナンバー）」の記入が必要になります。

交付時には、①個人番号の確認、②本人確認を行います。

母子健康手帳はお母さんとお子さんの健康管理に必要なものです。
妊娠がわかったら、なるべく早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。
住民票がある各市町の窓口で交付を受けてください。

できるだけご本人が窓口においでください。妊婦一般健康診査受診票も交付します。
※なお、ご本人が窓口に来られない場合は、状況のわかる代理の方でも交付が可能です。
詳細は裏面をご覧ください。



妊婦さん御本人が窓口に来る場合、必要なもの

■個人番号カードをお持ちの方■



●個人番号カード

■個人番号カードをお持ちでない方■



本人確認書類

- 通知カードまたはその写し
- 個人番号が記載された住民票またはその写し
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書またはその写し

上記の3つうち、どれか **1点**

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**
(例：運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**
(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

妊婦さんの代理人が窓口に来る場合、必要なもの

■妊婦さんの個人番号カードがある場合■



代理人の
本人確認書類



委任状

妊婦 _____
住所〇〇
氏名〇〇 (印)

代理人 _____
住所〇〇
氏名〇〇

妊娠届等の手続き等を委任します。

- 妊婦さんの個人番号カード
またはその写し（表面と裏面の両方）

- 顔写真付き公的な証明書 1点
（例：運転免許証、パスポートなど）

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 2点
（例：健康保険証、年金手帳、学生証など）

■妊婦さんの個人番号カードがない場合■



代理人の
本人確認書類



委任状

妊婦 _____
住所〇〇
氏名〇〇 (印)

代理人 _____
住所〇〇
氏名〇〇

妊娠届等の手続き等を委任します。

- 妊婦さんの通知カードまたはその写し
 - 妊婦さんの個人番号が記載された住民票
またはその写し
 - 妊婦さんの個人番号が記載された
住民票記載事項証明書またはその写し
- 上記3つのうち、どれか 1点

- 顔写真付き公的な証明書 1点
（例：運転免許証、パスポートなど）

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 2点
（例：健康保険証、年金手帳、学生証など）

委任状は各交付窓口で交付、もしくはホームページからもダウンロードできます。
または妊婦さんの住所・氏名・捺印と、代理人の住所・氏名、「妊娠届等の手続きを委任する」ことが 記入してあれば様式は問いません。※詳細は各市町にお問い合わせください。

■母子健康手帳交付窓口・連絡先■

倉吉市：倉吉市子育て世代包括支援センター（第2庁舎）	27-0031
三朝町：三朝町子育て世代包括支援センター（健康福祉課内）	43-3520
湯梨浜町：湯梨浜町子育て支援課	35-5321・5322
琴浦町：琴浦町子育て世代包括支援センター すくすく	27-1333
北栄町：北栄町教育総務課子育て世代包括支援センター	37-3224